

大阪府特別顧問及び特別参与の設置及び活動等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、特別顧問及び特別参与（以下「特別顧問等」という。）の設置及びその活動に関し必要な事項を定めるとともに、服務及び解任等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特別顧問 知事又は知事の指示を受けた者に対し、政策的又は専門的事項に関し、指導又は助言（以下「助言等」という。）を行う者をいう。
- 二 特別参与 部局長（大阪府組織規則（昭和二十八年大阪府条例第一号）に規定する部の長及び大阪府会計管理者の補助組織設置規則（平成十九年大阪府規則第七号）第一条に規定する会計局長をいう。以下同じ。）又は部局長の指示を受けた者に対し、政策的又は専門的事項に関し、助言等を行うとともに、政策形成に参画する者をいう。

(設置)

第三条 知事は、知事が委託する事項について調査し、及び助言等を行わせるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第七十条の規定に基づく専門委員として、特別顧問等を置く。

2 特別顧問等は、学識経験を有し、政治的に中立である者から知事が選任する。

3 特別顧問等の定数は、特別顧問は十人以上、特別参与は二十人以上とする。

(特別顧問等の活動の公表)

第四条 知事は、特別顧問等に対して、助言等を依頼する場合は、事前に日時、場所及びその内容について公表するものとする。ただし、緊急又は特別の事情が認められる場合は、事後に公表することができる。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第五条 特別顧問等は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例等に従い、かつ、知事又は知事の必要な指示を受けた者の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(秘密を守る義務)

第六条 特別顧問等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(信用失墜行為の禁止)

第七条 特別顧問等は、大阪府の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(特別顧問等の意見表明等の制限)

第八条 特別顧問等は、知事が委託する活動以外の場において、特別顧問又は特別参与の名を使用し、府の施策についての意見表明その他の活動を行ってはならない。

(解任)

第九条 知事は、特別顧問等に次に掲げる事由があつた場合は、その職を解任することができる。

- 一 第五条、第六条及び第八条の規定に違反したとき
- 二 職務の内外を問わず第七条の規定に違反したとき
- 三 その他前二号に準ずる不適切な行為があつたとき

(損害賠償)

第十条 特別顧問等が、故意又は重大な過失によつて大阪府に損害を与えた場合は、前条の規定による解任を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、特別顧問等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。